様式第九号の二（第十条の六関係）

許可番号　第０７６２０１５１４１５号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　北九州市若松区響町一丁目８９番地１５

氏　名　株式会社　スエヒロ

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　杉原　尚久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長　武　内　　和　久　印

許　可　の　年　月　日　　令和　６年　１２月　２日

許 可 の 有 効 年 月 日　　令和　１３年　１２月　１日

１　事業の範囲
事業の区分
中間処理業（破砕、圧縮、選別）
産業廃棄物の種類
破砕　廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）以上８種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
圧縮　廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず以上５種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
選別　廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）以上８種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

２　事業の用に供するすべての施設
別紙のとおり

３　許可の条件
な　し

４　許可の更新又は変更の状況
令和　元年１２月　２日　新規許可　　令和　２年　６月１７日　変更許可
令和　６年１２月　２日　更新許可

５　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

２　事業の用に供するすべての施設
施設の種類：破砕施設（フォレック）
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類　以上８種類
設置場所　：北九州市若松区響町一丁目８９番７
設置年月日：令和　元年　９月　３日
処理能力　：廃プラスチック類　１日あたり　３７６トン（２４時間）
紙くず　　１日あたり　３２２トン（２４時間）
木くず　　１日あたり　５９２トン（２４時間）
繊維くず　　１日あたり　１７２トン（２４時間）
ゴムくず　　１日あたり　３１９トン（２４時間）
金属くず　　１日あたり　４３４トン（２４時間）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
１日あたり　６４０トン（２４時間）
がれき類　　１日あたり　９４８トン（２４時間）
許可年月日：平成３０年１０月２６日
許可番号　：第５９２－１号、第５９２－２号

施設の種類：破砕施設（コメット）
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず　以上５種類
設置場所　：北九州市若松区響町一丁目８９番４
設置年月日：令和　元年　９月　３日
処理能力　：廃プラスチック類　１日あたり　４１５トン（２４時間）
紙くず　　１日あたり　３５６トン（２４時間）
木くず　　１日あたり　７６５トン（２４時間）
繊維くず　　１日あたり　１９１トン（２４時間）
ゴムくず　　１日あたり　３１９トン（２４時間）
許可年月日：平成３０年１０月２６日
許可番号　：第５９３－１号、第５９３－２号

施設の種類：圧縮施設①
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず　以上５種類
設置場所　：北九州市若松区響町一丁目８９番７
設置年月日：令和　元年１２月　２日
処理能力　：廃プラスチック類　１日あたり　２３５トン（２４時間）
紙くず　　１日あたり　２３５トン（２４時間）
木くず　　１日あたり　３６９トン（２４時間）
繊維くず　　１日あたり　２１１トン（２４時間）
ゴムくず　　１日あたり　３４９トン（２４時間）

施設の種類：選別施設（ＡＩ制御選別装置）
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類　以上８種類
設置場所　：北九州市若松区響町一丁目８９番４、８９番７
設置年月日：令和　２年　６月１７日
処理能力　：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
以上８種類の合計　　１日あたり　２４３立方メートル（８時間）

別紙

施設の種類：圧縮施設②
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、木くず、紙くず　以上５種類
設置場所　：北九州市若松区響町一丁目８９番１６
設置年月日：令和　５年　３月１５日（令和　５年１０月　２日　変更届による種類の追加）
処理能力　：廃プラスチック類　１日あたり　３８６トン（８時間）
　　繊維くず　　１日あたり　１４３トン（８時間）
　　ゴムくず　　１日あたり　５７３トン（８時間）
　　木くず　　１日あたり　６０６トン（８時間）
　　紙くず　　１日あたり　３４８トン（８時間）

以下余白